



LONG AN IP & Business NEWSLETTER

2012年 NO08 総 38 期

目 次

IP ニュース

- 著作権集団管理組織が反独占禁止の監査対象に
- 知的財産権独占禁止案は未だに一件の事例もない
- 行政復議規定改正法が9月1日より施行される
- 「中華人民共和国特許改正草案(意見募集稿)」意見募集に関する通知
- 北京における知的財産権審判の10年

ビジネスニュース

- 中国上場企業、上半期の業績伸び率が2%以下

新法速達

- 『外商投資項目許認可管理弁法(意見募集案)』公布
- 出入国人員携帯物検疫管理弁法
- 企業政策性移転所得税管理弁法
- レアアース産業参入条件
- 化学工業園区の安全管理の更なる強化に関する指導意見
- グリーン食品ラベル管理弁法
- 『中華人民共和国消費税暫行条例実施細則』の関連条項の解釈に関する通知
- 北京等8省市における交通運輸業と一部近代サービス業に対する営業税の増値税徴収変更テストに関する通知

IPニュース

著作権集団管理組織が反独占禁止の監査対象に

「知的財産権分野における独占禁止に関する法執行のガイドライン草案第5稿」(以下ガイドラインという)に、著作権集団管理組織が、高すぎる代理費用または許諾料を徴収した場合、反独占禁止の監査対象になる規定が取り込まれている。

「ガイドライン」では、いくつかの特定の知的財産行為に対して、分析、認定を行うとしている。著作権集団管理機構が活動を展開する過程において行う行為に対し、国务院反独占法律の執行機関により、反独占禁止に当たるかどうかの分析、認定を行う。特定行為には、正当な理由がないにもかかわらず、高すぎる代理費用または許諾料を徴収した場合、正当な理由がないにもかかわらず、条件が同じ著作権者を差別して扱う場合、一括許諾行為を強要する場合、市場競争の排除、限定に当たるその他の行為などが含まれる。

全文: http://www.sipo.gov.cn/mtjj/2012/201208/t20120816_739361.html

知的財産権独占禁止案は未だに一件の事例もない

国家工商行政管理总局が起草作業を担当する「知的財産権分野における独占禁止に関する法執行のガイドライン草案第5稿」(以下ガイドラインという)は、8月14日に開かれた反独占禁止法実施の最前線課題に関する国際シンポジウムにて発布が決定された。

一方、国家工商行政管理总局反独占・不正競争法執行局の楊潔処長は、正式な発布時期は未定だと話す。

国家工商行政管理总局は、起草作業において、2010年に10省・市にて調査を行った結果、企業による知的財産権濫用の事例を一件も発見しなかった。「恐らく企業はすでに知的財産権濫用の問題に遭ったが、問題だと意識していなかった。問題だと意識できた際に解決ルートはないわけではない」と楊潔氏は語り、中国企業の知的財産権問題に対する意識、能力の乏しさを指摘した。

楊潔氏によると、現在まで、国家工商行政管理总局が調査する反独占に係わる案件では、業界の協会・組織の経営者が市場を区分する、価格を協議するなど独占禁止案件は多いが、知的財産権濫用の案件はなかった。

全文: http://www.sipo.gov.cn/mtjj/2012/201208/t20120816_739360.html

行政復議規定改正法が9月1日より施行される

国家知識産権局によると、改正後の「国家知識産権局行政復議規程」(以下、「規定」という)は、9月1日より施行される。同時に、2002年7月25日に発布された「国家知識産権局行政復議規程」が廃棄される。

国家知識産権局条法の担当者によれば、改正後の「規定」が現行の32箇条から35箇条に調整された。改正後の「規定」第3条では、国家知識産権局行政復議部門が行政復議を処理する際に履行する責務を、従来の5項の基に、① 併せて請求される行政賠償の処理、② 行政復議決定履行への監督、行政復議、③ 行政応訴案件の統計及び重

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部 188 室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923 Email: patent@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

大行政復議決定の届出、④ 行政復議業務における問題点を探り、関連部門に行政復議意見、提案を提出するなど4項を追加し、9項になった。

第4条では、行政復議の範囲を明確にして、受理できる範囲を拡大させた。同時に、特許覆審委員会の一部の行政行為を行政復議の範囲に取り入れ、国家知識産権局特許覆審委員会による特許覆審、無効決定に対して不服であれば、行政復議を請求できると規定することにより、覆審請求者と無効宣告請求者にさらに多くの救済手段を提供した。

また、第3章では、請求と受理、第4章では審査と決定など関連規定について調整を行う同時に、法律専門用語の規範的な修正を行った。

全文：http://www.gov.cn/gzdt/2012-08/20/content_2207268.htm

「中華人民共和国特許改正草案(意見募集稿)」意見募集に関する通知

国務院2012年立法活動計画に基づき、国家知識産権局は「中華人民共和国特許法改正草案(意見募集稿)」を作成した。各界の意見を幅広く取り入れるために、当該草案と改正の説明が公布され、一般向け意見募集を始めた。

改正案に関する意見、提案を2012年9月10日までに、下記方法にて提出することができる。

1. 電子メール:tiaofasi@sipo.gov.cn
2. ファックス:010-62086550
3. 郵送:北京市海淀区西土城路6号、国家知識産権局条法司条法三处。郵便番号100088

全文：http://www.sipo.gov.cn/yw/2012/201208/t20120809_736772.html

北京における知的財産権審判の10年

2002年より2011年までに、北京法院が審理した知的財産権案件は年々増えており、全国法院が受理・審決した一審民事案件総件数の10%以上を占める。一部の重大案件は世界に注目され、全国法院の知的財産権審判の手本となっている。

2002年より2011年までに、北京市三級(高級、中級、基礎)法院が新しく受理した一、二審知的財産権案件は55,455万件、審決案件は54,436万件である。2002年に新しく受理した案件は1202件であったが、2011年に新しく受理した案件は12,060万件となり、10倍増えた。また、2002年に審決した案件は1144件であったが、2011年に審決した案件は12,018万件となり、10.5倍増えた。

2002年より2011年までに、北京法院が受理した涉外(香港、マカオ、台湾地域を含む)に係わる案件数は全体的に増える傾向にある。北京市高級法院が受理したわずかの香港、マカオ、台湾地域に係わる案件を除き、涉外案件はすべて中級法院によって審決された。2002年に第一、二中級法院に受理された各種涉外(香港、マカオ、台湾地域を含む)案件は51件であったが、2011年受理された案件は1681件となり、10年前より33倍増えた。



隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部188室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:patent@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

受理された総案件数に占める比率から見ると、2002年に4.8%を占めていたものが、2011年には16.4%を占めるようになった。

全文: http://www.sipo.gov.cn/mtjj/2012/201208/t20120802_733252.html

ビジネスニュース

中国上場企業、上半期の業績伸び率が2%以下

中国証券報データセンターの統計によると、8月26日夕方までに、上海、深セン両市場で、既に1861社が2012年上半期決算報告を発表し、これら企業の上半期売上高は前年同期より11.48%増の7兆6000万元に達し、親会社に帰属する純利益は前年同期より0.37%増の6126億6700万元を実現した。

業界別で見ると、食品・飲物業界はよい勢いで伸びており、すでに上半期決算報告を発表した45社の食品・飲物類企業の純利益はコストの大幅な減少により、前年同期より37.22%増の238億2700万元に達し、67社の公共事業類企業の純利益は26.52%増の83億1500万元に達した。

不動産市場引締め政策の影響を受け、鋼鉄業の業績は明らかに落ち込んだ。すでに上半期決算を報告した17社の鋼鉄企業の純利益は去年同期の46億3900万元と比べて、マイナス11億2000万元となった。大口商品の価額が全体的に下落する影響を受け、67社の非鉄金属企業の純利益は前年同期より54.29%減の51億7700万元となった。

全文: http://www.cs.com.cn/xwzx/zq/201208/t20120827_3478070.html



新法速達

『外商投資項目許認可管理弁法(意見募集案)』公布

外商投資項目の許認可業務を更に徹底するため、国家発展・改革委員会が16日に『外商投資項目許認可管理弁法』の意見募集案を公布し、9月15日までの意見募集を開始した。

弁法により、『外商投資産業指導目録』の分類に基づき総投資額3億米ドル以上の奨励類、許可類項目と総投資額5000万米ドル以上の制限類項目は、国家発展・改革委員会がプロジェクト申請報告を許認可し、総投資額3億米ドル以下の奨励類、許可類項目と総投資額5000万米ドル以下の制限類項目は、地方発展・改革部門がプロジェクト申請報告を許認可し、そのうち、制限類の項目は省級発展・改革部門が許認可しなければならず、当該種類のプロジェクトに関する許認可権を委譲してはならないことを明らかにした。

全文: <http://www.china6law.com/cn/comment/13941ee8d73bf4cd2219223b0c6ac960>

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部 188 室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923

Email: patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

出入国人員携帯物検査管理弁法

伝染病及びその医学媒介生物、動物伝染病、寄生虫病と植物危険性病、虫、雑草及び他の有害生物による国境を越える伝染を防止し、人体健康と農業、林業、牧畜業、漁業及び環境安全を保護するため、国家質量監督検査検疫総局が近日、2日に公布の『出入国人員携帯物検査管理弁法』を正式発表し、検査検疫機構は交通工具、人員出入国通路、荷物の受取所、又は託送処等現場で、出入国人員の携帯物に対して現場検査を行い、現場検査はX線装置、検疫犬及び他の方式を使用して行い、出入国人員は本弁法が規定した申告すべき携帯物を携帯して申告しない場合、検査検疫機構が査問を行なってその物品を抜取検査し、必要の時は箱(バッグ)を開けて検査できることを明らかにした。

全文：http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlgg/zjl/2011_1/201208/t20120814_228671.htm

企業政策性移転所得税管理弁法

企業政策性移転所得税の徴収管理を規範化するため、『中華人民共和国企業所得税法』及びその実施条例の関連規定に基づき、国家税務総局が近日、10日に公布の『企業政策性移転所得税管理弁法』を正式発表し、本弁法の実施範囲は企業政策性移転に該当する所得税徴収管理事項に限り、企業による自らの移転又は商業性の引越等、非行政性移転の税務処理事項を含まないことを明らかにした。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12025658.html>

レアアース産業参入条件

レアアース産業の管理を更に強化と改善し、レアアースに関する産業構造の調整、淘汰脱落を促進するため、工業・情報化部が6日、7月26日に公布の『レアアース産業参入条件』を正式発表し、レアアースを採掘する企業は法に従い採鉱許可証と安全生産許可証を取得しなければならないことを明確にし、生産規模、生産技術、エネルギー消費等方面からレアアース産業に対する規範を提出することを明らかにした。

生産規模について、参入条件は混合型レアアース鉱山企業の年生産規模が20000トンを下回ってはならず、バストネサイト鉱山企業の年生産規模は5000トンを下回ってはならず、イオン型レアアース鉱山企業の年生産規模は500トンを下回ってはならず、単一モナズ石鉱物の採掘を禁止することを明確にした。

<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n11294042/n11302360/14771997.html>

化学工業園区の安全管理の更なる強化に関する指導意見

化学工業を専門に発展する化学工業園区、化学工業企業に集中する集中区又は工業区(以下「園区」という)の安全管理を更に強化し、園区のシステム安全リスクを引き下げ、園区の安全応急保障能力を増強するため、国務院が9日、7日に公布の『化学工業園区の安全管理の更なる強化に関する指導意見』を正式発表し、園区内の各企業は計画を統括し、配置を合理的にし、参入を厳格化し、建設を科学にすることを要求し、配置は安全防护の要求を満足しなければならない、主導風向、地勢の高低落差、企業装置間の相互影響、

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部 188 室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:patent@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

製品類別、生産工芸、物質の相互供給、公用施設の保障、応急救援等の要素を総合的考慮し、機能分区を合理的に配置することを明らかにした。

http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_4976/2012/0809/174959/content_174959.htm

グリーン食品ラベル管理弁法

グリーン食品ラベルの使用管理を強化し、グリーン食品の信用を確保し、グリーン食品事業の健全発展を促進し、生産経営者と消費者の合法權益を保護するため、農業部が近日、7月30日に公布の『グリーン食品ラベル管理弁法』を正式発表し、グリーン食品とは優良生態環境から生まれ、グリーン食品基準に基づき生産し、フルコースで品質コントロールを実行してグリーン食品ラベルを取得する安全、優質な食用農製品及び関連製品であり、グリーン食品ラベルが法に従い証明商標をとって登録された場合、法的保護を受けることを明らかにした。

全文：http://www.moa.gov.cn/zwl/m/tzgg/bl/201208/t20120802_2814698.htm

『中華人民共和国消費税暫行条例実施細則』の関連条項の解釈に関する通知

財政部が27日、13日に公布の『中華人民共和国消費税暫行条例実施細則』の関連条項の解釈に関する通知』を正式発表し、9月1日から委託側は取戻した課税消費品を受託側の課税価格に上回らない価格で販売する場合、直接販売に認定し、消費税を納めないことを明らかにした。

通知により、『中華人民共和国消費税暫行条例実施細則』第七条第二項の「委託加工する課税消費品を直接販売する場合、消費税を納めない」という規定に対して、下記のように解釈することが明かされた。

委託側は取戻した課税消費品を、受託側の課税価格に上回らない価格で販売する場合、直接販売に認定し、消費税を納めず、委託側は受託側の課税価格に上回る価格で販売する場合、直接販売に該当せず、規定に基づき消費税を申告して納め、税額を計算する際に受託側が源泉徴収した消費税を控除できる。

全文：http://tfs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201207/t20120727_670095.html

北京等8省市における交通運輸業と一部近代サービス業に対する営業税の増値税徴収変更テストに関する通知

財政部と国家税務総局が2日、7月31日に公布の『北京等8省市における交通運輸業と一部近代サービス業に対する営業税の増値税徴収変更テストに関する通知』を正式発表し、交通運輸業と近代サービス業に対する営業税の増値税徴収変更テストの範囲は上海市から北京等8つの省(直轄市)に拡大することを決定し、各地の増値税改革テストを実施するスケジュールを公布することを明らかにした。

全文：http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201208/t20120802_671544.html

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部188室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:patent@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>